

第5章 納税環境の整備



5-1 マイナンバーの効率的な運用

個人番号又は法人番号が付された証券口座にかかる顧客情報を税務上効率的に利用できるよう次の措置が講じられます。

①証券口座等を管理する金融機関は、証券口座に係る顧客の情報を**番号により検索する** ことができる状態で管理しなければならない。

②振替機関は、①と同様の管理をしなければならないとともに、**調書を提出すべき者**(株式等の発行者又は口座管理機関に限る。)**から証券口座に係る顧客の情報の提供を求められたときは、これらの情報を提供するものとする**。

2020年4月1日 より施行

制度開始 2016年1月1日 従来の告知期限 2019年1月1日

延長後の期限 2021年12月31日

証券会社の既存口座の マイナンバーの取得状況は 41.4%(2018年6月末)

2016年1月1日より前の**証券口座の開設にかかるマイナンバー告知期限**が**3年間延長**されます。 ※2016年1月1日以降の証券口座開設についてはマイナンバーの提供が必須。

5-2 情報照会手続きの整備



1.改正の概要

国税庁等の職員が、事業者等に対して、国税に関する調査に関して参考となるべき帳簿書類その他の 物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができることが、法令上明確化されます。

所轄国税局長は、**次の要件の全てを満たす場合**には、事業者等に、**特定取引者(事業者等との取引を行 う不特定の者等)**の氏名又は名称、住所又は居所及び個人番号又は法人番号につき、60日を超えない範 囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して定める日までに、報告を求めることができること とされます。

- ①特定取引者の国税について、更正決定等をすべきこととなる相当程度の可能性がある場合
- ②この報告の求めによらなければ、特定取引者を特定することが困難である場合
 - ・多額の所得(年間1,000万円超)を生じうる特定の取引の税務調査の結果、半数以上で当該所得等について申告漏れが 認められた場合
 - ・特定の取引が違法な申告のために用いられるものと認められる場合
 - ・不合理な取引形態により違法行為を推認させる場合

国税当局 事業者等 協力要請 帳簿書類等の報告

事業者等は税務署からの報 告の求めに対して、拒否又 は虚偽報告等を行った場合 には、国税通則法に規定す る検査拒否等の 場合と同様 の罰則が適用されます。

2. 滴用時期

2020年1月1日以後に行う協力又は報告の求めについて適用されます。